

議案第97号	三田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	地域主権一括法関連
介護保険課	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う介護保険法の一部改正により、これまで省令で定めていた指定地域密着型サービス事業者の指定基準について、条例で定めることとされたため、当該条例を制定しようとするもの。	

【根拠法令】 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第一次一括法）第18条（介護保険法の一部改正）

【制定内容】

法律（条文）	内容	従う（標準・参酌）すべき省令
介護保険法第78条の4第1項及び第2項 従うべき及び標準基準については、省令どおり。参酌基準について、一部独自基準を設けた。	<ul style="list-style-type: none"> 指定地域密着型サービスに従事する従業者の員数に関する基準（配置すべき職種、人員数、管理者の設置義務）（<u>従うべき基準</u>） 指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準（居室の面積に関する基準に係る規定、利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定等（<u>従うべき基準</u>）、その他の利用者の数に関する基準に係る規定（<u>標準</u>）、その他の設備及び運営に関する基準に係る規定（<u>参酌基準</u>） 	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準

この条例の適用を受けるサービス及びサービス内容

定期巡回・随時対応型訪問介護看護	夜間対応型訪問介護
認知症対応型通所介護	小規模多機能型居宅介護
認知症対応型共同生活介護	地域密着型特定施設入居者生活介護
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	複合型サービス

	サービスの種類	サービス内容
①	定期巡回・随時対応型訪問介護看護（平成24年度制度改正創設）	定期的な巡回又は随時通報により居宅を訪問し、入浴、排泄、食事等の介護。日常生活上の緊急時の対応その他の安心してその居宅において生活を送ることができるようにするためのサービス。
②	夜間対応型訪問介護	夜間において、定期的な巡回又は随時通報により居宅を訪問し、排泄の介護、日常生活上の緊急時の対応その他の夜間において安心してその居宅において生活を送ることができるようにするためのサービス。
③	認知症対応型通所介護（介護予防認知症対応型通所介護）	認知症の状態にある人が、入浴・食事の提供等の日常生活上のお世話や（介護予防を目的とした）機能訓練を行うサービス。
④	小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）	居宅において、又はサービスの拠点（事業所）に通わせ、もしくは短期間宿泊させ、当該拠点において、（その介護予防を目的として）入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上のお世話や機能訓練を行うサービス。

⑤	認知症対応型共同生活介護(グループホーム) (介護予防認知症対応型共同生活介護)	認知症の状態にある人が少人数の共同生活をしながら食事や入浴等日常生活の支援や機能訓練を行うサービス。(要支援1の人は利用できません。)
⑥	地域密着型特定施設入居者生活介護 (定員30人未満の小規模介護専用型特定施設)	有料老人ホームなどに入居している高齢者に対し、入浴・排泄・食事等の日常生活上の支援や介護を行うサービス。
⑦	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (定員30人未満の特別養護老人ホーム)	入浴・排泄・食事などの介護など日常生活上のお世話や機能訓練、健康管理と療養上のお世話をを行うサービス。
⑧	複合型サービス (平成24年度制度改正創設)	小規模多機能型居宅介護と訪問看護(看護師等が居宅を訪問し、療養上のお世話や診療の補助を行うサービス)を踏まえたサービス。

は、議案第98号(地域密着型介護予防サービス)においても適用される

独自基準

サービス

省令基準の内容を一部変更するもの

項目	省令内容	条例(案)	考え方
利用者に対する各種サービスの提供に関する記録(全サービス)	2年	5年	特に事業者が不適切な請求に基づく介護報酬を受け取った場合において、市は返還請求を行う。当該返還請求権の時効は5年であり、整合を図るため。
非常災害対策(定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護を除くサービス)	事業者が災害時の訓練を行う際、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。	地域で訓練が実施される際、(事業者は)参加に努める。 災害時は地域と連携し、利用者の安全確保に努める。	事業者が非常災害時の備えとして、地域との連携を通じて訓練への参加と非常災害時の際の安全確保の規定を盛り込むことにより事業者と地域との連携強化を図るため。

独自で基準を設けるもの

項目	省令内容	条例(案)	考え方
運営規程に記載すべき事項(全サービス)	なし	事業者が事業所ごとに定める事業の運営に関する重要事項(運営規程)にその役員等が暴力団員に該当しない旨等を記載した誓約書を添付しなければならない。	今年7月に施行された三田市暴力団排除条例の趣旨を踏まえたものとするため。

【施行期日】 平成25年4月1日(※法の施行期日は平成24年4月1日だが、1年間の経過措置有り)

【経過措置】 ●介護保険法等の一部を改正する法律(以下「平成17年改正法」という。)附則第10条第2項の規定により指定認知症対応型共同生活介護事業者とみなされた者→この条例の施行の際現に2を超える共同生活住居を有しているもの(条例上1又は2)→当分の間、2を超える共同生活住居を有することができる。

●平成17年改正法附則第10条第2項の規定により指定認知症対応型共同生活介護事業者とみなされた者→条例上の居室の床面積(7.43㎡以上)の規定を適用しない規定

●一般病床、精神病床又は療養病床を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床(診療所の場合は、一般病床又は療養病床)を平成30年3月31日までの間に転換し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合の食堂、機能訓練室の広さ及び廊下の幅についての特例